第百十五条第二項	地方自治法第二百四条第二項に規定する	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく
第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	規定により地方公共団体	規定により国
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体
第百三十八条	地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）	国
第百四十条第一項	任命権者又は	任命権者若しくは
	又は地方公共団体の事務又は	若しくは地方公共団体の事務若しくは
	政令で定める場合を除く。）	政令で定める場合を除く。）又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）
	当該公庫等職員	当該公庫等職員又は特定公庫等役員
	（公庫等職員	（公庫等職員又は特定公庫等役員
第百四十条第二項第二号	公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）は	公庫等」と、公庫等職員又は特定公庫等役員
第百四十条第三項	含む。）	含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）その他の政令で定める場合
	これらの他の公庫等職員	公庫等職員又は特定公庫等役員
第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）	地方公共団体	国

第百四十二条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第百四十三条第三項中「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を、「第二十四条」の下に「（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百四十四条の三第一項中「この法律の規定（第二条第一項第二号、第四十二条（短期給付に係る部分に限る。）、第四十三条第二項、第四十四条第一項、第四十九条第二項及び第三項、第四章第二節、第八十七条第四項、第九十条第二項ただし書、第九十九条の二第四項、第百三条第二項ただし書、第百十三条第一項から第三項まで（短期給付に要する費用に係る部分に限る。）並びに同条第五項、第百十五条、第百十六条、第百三十五条から第百三十八条まで、前条、第百四十四条の二十八並びに第百四十四条の三十一の規定を除く。）」を「この法律の規定（第百十五条及び第百十六条を除く。）中長期給付及び福祉事業に係る部分」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

第二条第一項第五号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの	第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの
第二条第二項	前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号	前項第三号
第四十八条第二項	給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）	給付金
第百十三条第二項各号列記以外の部分	地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）	団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）
第百十三条第二項第三号	地方公共団体	団体

第百四十四条の九中「給料」を「報酬」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に改める。

第百四十四条の十二第一項中「及び負担金（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）」を「（第百十三条第二項第三号の掛金をいう。以下この条において同じ。）及び負担金（同号の負担金をいい、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）並びに厚生年金保険法第八十